第3017号（2-2）

READAS
リーダァスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2006年)平成18年 5月 1日 月曜日

発行所 株式会社 FPシミュレーション
大阪市中央区平野町3－1－10 Tel :06-6209-7678
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

♤ 役員給与に対する課税の改正

Q：役員給与に対する課税の取扱いが変わったそうですが、どのような取扱いになったのですか？

A：これまでは、役員給与を報酬・賞与・退職金に分けて損金算入規制をしていましたが、今年度の改正では、これらを一括りにして規制をかけるというように変わりました。

【解説】

これまで、役員給与に対する課税の取扱いは、おおむね、①定時定額の報酬は損金算入、ただし過大部分は損金不算入、②賞与は損金不算入③過大と認められる退職金は損金不算入と給与を報酬と賞与、退職金に区分して規定していましたが、今年度の税制改正では、これらを区分せず、一括りにして次のように取り扱うこととされました。

①給与のうち次のもの以外は損金の額に算入しない(使用人兼務役員は除く)

イ．定時同額の給与

ロ．所定の時期に確定額を支給するという定めに基いて支給する給与…これまでは、賞与として損金不算入とされていた部分ですが、その内容を事前に税務署長に届け出ることで損金算入が可能になりました。

ハ．業務執行役員に対する利益連動給与…同族会社以外に、一定の要件を満たす利益連動給与の損金算入が認められました。

②給与のうち不相当に高額と認められる部分は、損金の額に算入しない。